

貝塚市立義務教育学校開校準備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、貝塚市立義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、貝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表に定める当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 地域各種団体の代表者
- (3) 貝塚市立小・中学校の代表者
- (4) 市の執行機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

2 委員が、委嘱され、又は任命されたときの身分を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、委員会の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、教育委員会が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課及び学校教育課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。